

| | |
|-------|-----|
| 受付年月日 | |
| 新規 | 額改定 |
| | |

児童手当について

※この書類は受付証明となりますので、認定通知書が届くまで大切に保管してください。

児童手当の支給については、所得制限がありますので、前年分の所得状況等の審査を行い、審査結果に基づき支給することとなります。審査結果につきましては、後日文書で通知します。

1. 支給対象

釧路市内に住所を有し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある日本国内に住所を有する児童（中学校修了前の児童）を養育している方

施設入所等の児童については、施設の設置者

2. 支給額（令和4年10月支給分から適用）

児童手当（所得制限限度額未満）

- ・3歳未満(3歳の誕生日の月まで) 15,000円（月額）
- ・3歳以上小学校修了前(第1子,第2子) 10,000円（月額）
- ・3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円（月額）
- ・小学校修了後中学校修了前 10,000円（月額）

特例給付（所得制限限度額以上所得上限限度額未満）

- ・0歳以上中学校修了前(一律) 5,000円（月額）

特例給付支給対象外（所得上限限度額以上）

- ・支給されません。

（所得制限・所得上限については裏面をご覧ください）

※第1子、第2子、第3子以降の算定については、高校卒業まで（0歳以上18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）にある児童のうち、上から数えて1人目が第1子、2人目が第2子、3人目が第3子となります。

3. 支給期間

認定請求があった月の翌月分から、中学校修了前まで（3月分まで）支給されます。ただし、支給要件に該当しなくなった場合は該当しなくなった日の月分までが支給されます。

4. 請求に関する注意

次の場合は手続きが遅れますと、受給できない期間（児童手当が失われる期間）が生じますのでご注意ください。

- ①お子さんが生まれた方は、出生日の翌日から15日以内に認定請求が必要です。
- ②市外から転入された方は、前市町村の市外転出予定日の翌日から15日以内に認定請求が必要です。
- ③受給者が亡くなった場合は、亡くなった日の翌日から15日以内に新たに子どもを監護・養育する方の認定請求が必要となります。

5. 支払期日

2月期（10月・11月・12月・1月分）

6月期（2月・3月・4月・5月分）

10月期（6月・7月・8月・9月分）

各期の10日に振込みますが、支払日が土曜・日曜・祝日の場合は直前の平日に振込まれます（午後になることもあります。）

6. 現況届の省略について（令和4年度～）

手当を受給されている方は、毎年6月中に「現況届」の提出が必要でしたが、制度の見直しにより、令和4年度からは下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

（現況届の提出が必要な方）

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方／
- ・支給要件児童の戸籍がない方／
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方／
- ・その他、提出の案内があった方

7. 各届出

次の場合は、届出が必要となります。

- ① 他市町村へ転出するとき（受給者のみ転出する場合も必要「単身赴任」等）。
- ② お子さんが生まれたとき。
- ③ お子さんとは別居する等、養育関係に変更があったとき。
- ④ お子さんが児童福祉施設等(里親含む)に入所又は退所したとき。
- ⑤ 受給者が公務員になったとき。
- ⑥ 受給者の氏名が変更になったとき。
- ⑦ 受給者又はお子さんが亡くなったとき。
- ⑧ 受給者がお子さんの面倒を見られなくなったとき。
- ⑨ 振込先金融機関、口座番号を変更したいとき。
- ⑩ 一緒にお子さんを養育する配偶者を有するに至ったとき、または、お子さんを養育していた配偶者がいなくなったとき。
- ⑪ 受給者の加入する年金が変わったとき。

【参考】 児童手当所得制限・所得上限限度額(令和4年10月支給分から適用)

| 扶養親族等の数 | ①所得制限限度額 | | ②所得上限限度額 | |
|---------|-------------|----------------|-------------|----------------|
| | 所得額 (万円) | 収入額の 目安(万円) | 所得額 (万円) | 収入額の 目安(万円) |
| 0人 | 622.0 | 833.3 | 858.0 | 1071.0 |
| 1人 | 660.0 | 875.6 | 896.0 | 1124.0 |
| 2人 | 698.0 | 917.8 | 934.0 | 1162.0 |
| 3人 | 736.0 | 960.0 | 972.0 | 1200.0 |
| 4人 | 774.0 | 1002.0 | 1010.0 | 1238.0 |
| 5人 | 812.0 | 1040.0 | 1048.0 | 1276.0 |

[控除額]

障害:27万円、特別障害:40万円、ひとり親:35万円、寡婦:27万円、勤労学生:27万円

給与所得控除:10万円、医療費控除・雑損控除・小規模企業共済控除:相当額、一律控除:8万円

★ 扶養親族の数が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額

★ 審査は所得額で行います。

※ 受給者が施設、里親の場合、所得制限は適用されません。

※ 所得制限は受給者(所得の高い方)の所得が対象で、世帯の合算した所得ではありません。

☆子育て短期支援事業☆

病気や急な出張などの都合により、ご家庭でお子さんのお世話(養育)が一時的に困難となった場合、児童養護施設でお預かりする制度です。

※利用時に申請が必要ですが、利用予定があるが日時が決まっていない場合は、事前に登録しておくことも可能ですのでご相談ください。

〈ショートステイ〉保護者が病気などで短期入院したり、仕事で短期の出張をしたりする時に利用できます。 ※原則7日間まで

〈トワイライトステイ〉保護者が仕事、その他の理由により帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在となる時に利用できます。 ※平日17時～22時、休日8時～22時

[利用料]

| | ショートステイ | | トワイライトステイ | |
|-------------------------------|---------|-------------|-----------|-------------|
| | 利用区分 | 1人1泊あたりの負担額 | 利用区分 | 1人1日あたりの負担額 |
| ・生活保護世帯 ・市民税非課税世帯の母子・父子世帯 | 2歳未満の児童 | 0円 | 平日 | 0円 |
| | 2歳以上の児童 | 0円 | 休日 | 0円 |
| ・市民税非課税世帯 ・市民税課税世帯の母子・父子世帯 | 2歳未満の児童 | 1,100円 | 平日 | 300円 |
| | 2歳以上の児童 | 1,000円 | 休日 | 350円 |
| ・その他の世帯 | 2歳未満の児童 | 5,350円 | 平日 | 750円 |
| | 2歳以上の児童 | 2,750円 | 休日 | 1,350円 |

※児童養護施設の居室が満室等の場合には、利用できないこともあります。

こども支援課 こども支援担当では

家庭生活や子どもに関する相談・ひとり親世帯に関する相談・女性に関する相談などを受けています。

☆ 直通電話 31-4204

児童手当に関する問い合わせ先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市役所 こども保健部 こども支援課 こども支援担当

(市役所防災庁舎2階12番窓口)

電話: 0154-31-4540

阿寒町行政センター 保健福祉課

電話: 0154-66-2120

音別町福祉保健センター 保健福祉課

電話: 01547-9-5151